

まごころ銀行 寄付金控除

個人として寄付

◎所得税控除

【所得控除（年間所得金額から控除）】

年間の寄付金額－2,000円＝寄付金控除額

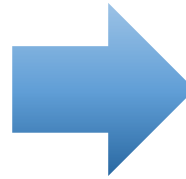
※寄付金合計の上限額は所得金額の40%

【税額控除（所得税額から控除）】

（年間の寄付金額－2,000円）×40%＝寄付金控除額

※寄付金合計の上限額は所得金額の40%

※控除限度額は、その年の所得税額の25%



◎寄付金控除を受けるまでの流れ

寄付をした募金の領収書を発行



確定申告を行う

（税務署、その他出張所）

※領収書を忘れずに持参してください！

◎住民税控除

その年に寄付をした寄付金の金額－2,000円×10%＝寄付金控除額

※上限は所得金額の30%

法人として寄付

一般寄付金の（損金算入限度額）と合わせて別枠で計算した特定公益増進法人に対する（損金算入限度額）が損金に算入される

◎計算式

・一般寄付金の損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \times \frac{1}{4} \right] = \text{〔損金算入限度額〕}$$

・特別損金算入限度額

$$\left[\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{3.75}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right] \times \frac{1}{2} = \text{〔特別損金算入限度額〕}$$